

京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第52号）
（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

京都市修学院保育所及び京都市淀保育所については、本市が設置し、運営してきたものですが、今後は、施設の設置及び運営を民間事業者に移管し、効率的な運営及び効果的な保育を行うことが望ましいと考えられることから、本市の施設としてのこれらの保育所を廃止することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第52号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市修学院保育所の項を削り、同表京都市辰巳保育所の項及び京都市淀保育所の項を次のように改める。

京都市辰巳保育所	京都市伏見区醍醐外山街道町21番地の58
----------	----------------------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)